



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 188/2026年8月号

発行日：2026年8月17日

政府は7月21日、「成長投資を促進するための金融戦略」を策定しました。柱の一つが、家計金融資産に占める株式・投資信託・債券の割合を2040年までに40%へ引き上げるという目標です。2025年3月末時点でこの比率は約23%にとどまっており、目標達成にはおよそ2倍の水準への上昇が必要となります。日本銀行「資金循環統計」によれば、家計金融資産に占める現預金の比率は48.5%と、欧米諸国と比べて高い水準にあります。

具体策としては、NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)を通じた資産形成の後押し、個人向け国債の商品性見直しなどが盛り込まれました。あわせて、AIなど戦略17分野への資金供給を促すため、銀行の投融资規制を緩和する方針も打ち出されています。

最新情報（2026年7月1日～2026年7月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 7月14日	研究 資料	「業種別委員会研究資料第2号 「Web3.0 関連企業における監査受 嘱上の課題に関する研究資料」の改 正」の公表につい て	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2026年6月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会研究資料第2号「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。	—
			本研究資料の初版の公表（2023年11月）以降、以下のような環境の変化が生じていることを踏まえて、最近の法改正等の動向及び新たなビジネスに関して会計・監査上の論点となり得る事項の解説を拡充するため、見直しを行ったものです。	
			電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設	
			投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正	
			金融商品取引法の改正	
			上場企業グループによるIEO（Initial Exchange Offering）を通じた資金調達の実施	
			Web3.0ビジネスの一層の多様化（バリデータ運用／ステーキ	

			ング等の Web3.0 特有のビジネスの拡大、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の取扱いを開始する動き、ブロックチェーン技術を活用して現実世界の資産や権利をトークン化する RWA（現実資産等）トークンの活用事例の増加等）	
--	--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 7月24日	意見	ISSB 公 開 草 案 『SASB スタン ダ ー ド』 及 び 『IFRS S2 号産業 別ガイダンス』に 対する修正案』に 対するコメントに ついて	2026 年 3 月 26 日に、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board : ISSB）から、公開草案『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、本公開草案に対するコメントを取りまとめ、2026 年 7 月 24 日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

該当なし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 7月14日	委員会 報告	監査基準報告書等 の訂正について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2026 年 7 月 14 日付けで「監査基準報告書等の訂正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 本訂正は、軽微な誤字・脱字の訂正及び他の監査基準報告書等との表現の整合性を図るためのものであり、監査基準報告書等における定めを実質的に変更するものではありません。	—

			いずれも最終改正の改正後本文を修正しております。 I 訂正対象 1. 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(最終改正 2024 年9月 26 日) 2. 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(最終改正 2024 年9月 26 日) 3. 期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」(最終改正 2026 年3月 18 日) 4. 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(最終改正 2024 年9月 26 日) 5. 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係るQ & A (実務ガイダンス)」(最終改正 2025 年2月 13 日) 6. 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 3 号「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイダンス (2026 年4月版)」(最終改正 2026 年4月 17 日) II 主な訂正内容 1. 軽微な誤字・脱字の訂正及び他の監査基準報告書等との表現の整合性を図るための訂正を行っております。 最新の監査基準報告書等については、監査実務指針等一覧をご参照ください。	
2026 年 7 月 16 日	研究 報告	中小事務所等施策調査会研究報告第 10 号「第 1 四半期又は第 3 四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示のチェックリスト」の改正について	日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2026 年7月 15 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中小事務所等施策調査会研究報告第 10 号「第 1 四半期又は第 3 四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本研究報告は、監査事務所が、第 1 四半期又は第 3 四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表（以下「四半期連結財務諸表等」という。）に関する期中レビューにおいて、表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものです。 本研究報告利用上の注意点については、チェックリスト本文「1. はじめに」及び「3. 本研究報告利用の留意点」をご参照ください。 なお、本研究報告は、あくまでも一例を示したものであるため、	—

			被監査会社の四半期連結財務諸表等の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要があります。 また、本研究報告は、2026年6月30日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて作成しているため、法令や会計基準等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮した上で使用する必要があることを申し添えます。	
2026年 7月16日	公開 草案	監査基準報告書570「継続企業」の改正に伴う監査基準報告書等の改正（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2025年12月15日に「監査基準報告書570「継続企業」の改正について」（公開草案）を公表したことに伴い、関連する監査基準報告書等の見直しを行ってまいりました。このたび、一定の検討を終えたため、以下の報告書・実務指針及び実務ガイダンスの改正（適合修正）を公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。 《適合修正対象及び主な修正内容》 1. 適合修正対象 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 品質管理基準報告書第1号「事務所における品質管理」 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」 監査基準報告書230「監査調書」 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」 監査基準報告書560「後発事象」 監査基準報告書580「経営者確認書」 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」	—

			監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」 監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 監査基準報告書 810「要約財務諸表に関する報告業務」 監査基準報告書 900「監査人の交代」 レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」 監査基準報告書 540 実務ガイダンス第1号「金融商品の監査における特別な考慮事項（実務ガイダンス）」 2. 主な修正内容 監査基準報告書 570「継続企業」（公開草案）における改正案に沿った、用語及び項番の修正並びに監査報告書の記載の修正 なお、本公開草案は、「監査基準報告書 570「継続企業」の改正について」（公開草案）の確定と同時に確定版を公表することを予定しております。 本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年8月17 日（月）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）及び職業（法人その他の団体にあっては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。	
2026年 7月16日	公開 草案	品質管理基準報告書の改正に伴う監査基準報告書及び期中レビュー基準報告書の改正（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2026 年3月 18 日付けで公表した品質管理基準報告書第1号「事務所における品質管理」及び品質管理基準報告書第2号「業務に係る審査」の改正に伴い、関連する報告書について所要の見直しを行ってまいりました。このたび一定の検討を終えたため、以下の報告書の改正（適合修正）を公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 《適合修正対象及び主な修正内容》 1. 適合修正対象 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」	

			監査基準報告書 200「財務諸表監査における総合的な目的」 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」 監査基準報告書 220「監査業務の品質管理」 監査基準報告書 230「監査調書」 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」 監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 監査基準報告書 900「監査人の交代」 監査基準報告書 910「中間監査」 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 2. 主な修正内容 監査基準報告書等内に記載されている品質管理基準報告書の名称の修正 監査基準報告書 230「監査調書」、レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」に記載されている業務ファイルの最終的な整理を完了する期限に関する箇所の修正 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の付録5用語集の更新 本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年8月17日（月）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）及び職業（法人その他の団体にあっては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。	
2026年 7月16日	研究 資料	経営研究調査会研究資料第13号「上場会社等における会計不正の動向（2026年版）」の公表について	日本公認会計士協会（経営研究調査会）は、2026年7月15日付けで経営研究調査会研究資料第13号「上場会社等における会計不正の動向（2026年版）」を公表しました。 本研究資料は、近年の会計不正の動向を適時にお知らせするため、上場会社及びその関係会社が公表した会計不正を集計し、取りまとめたものです。	

			2018年6月26日付けの同5号「上場会社等における会計不正の動向」から公表をはじめ、今回は、2025年7月23日付けで公表した同12号「上場会社等における会計不正の動向（2025年版）」に続く更新版となります。	
2026年 7月17日	公開 草案	監査基準報告書 560「後発事象」 の改正（公開草案） の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2026年1月9日に企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）から企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「後発事象会計基準等」という。）及び補足文書が公表されたことに伴い、監査基準報告書560「後発事象」（以下「監基報560」という。）の見直しを行ってまいりました。このたび一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 主な改正内容は、改正前の監基報560の「財務諸表の承認日」と後発事象会計基準等の「財務諸表の公表の承認日」は同一の概念であるため、後発事象会計基準等と合わせて「財務諸表の公表の承認日」としている点になります。本公開草案の概要につきましては、参考資料に取りまとめておりますので、ご参照ください。 また、監基報560の改正に伴う適合修正の対象は以下になります。 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」 監査基準報告書230「監査調書」 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」 監査基準報告書580「経営者確認書」 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」	

			監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」 本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年8月17日（月）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）及び職業（法人その他の団体にあっては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。	
2026年 7月17日	公開 草案	倫理規則の改正等に伴う監査基準報告書、財務報告内部統制監査基準報告書、期中レビュー基準報告書及び実務指針の改正（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、倫理規則の改正（2024 年7月18日改正及び2026 年7月22日開催の定期総会に付議）及び国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）から公表された IESBA 倫理規程に関連する IAASB 基準の改訂を踏まえ、関連する監査基準報告書、財務報告内部統制監査基準報告書、期中レビュー基準報告書及び実務指針について所要の見直しを行ってまいりました。このたび一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 本公開草案の概要につきましては、概要資料に取りまとめておりますので、ご参照ください。 《改正対象》 監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 監査基準報告書 510「初年度監査の期首残高」 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」	

			監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」 監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」 専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」 本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年8月17 日（月）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）及び職業（法人その他の団体にあっては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。	
2026年 7月17日	翻訳 完了	国際レビュー業務 基準（ISRE）	国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）から2026年5月に	

		2410（改訂）案 「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」の公開草案の翻訳の公表について	公表された以下の公開草案の翻訳を公表いたします。 公開草案「国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」（原題：Exposure Draft of Proposed ISRE2410 (Revised), Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity's Annual Financial Statements）（コメント期限：2026年9月3日） 原文は、IAASB ウェブサイトをご参照ください。 なお、本文書は原文の翻訳であり、我が国の監査基準報告書等とは異なる点にご留意ください。	
--	--	--	---	--

Ⅱ. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

最低賃金は、都道府県ごとに定められた時給の下限額であり、毎年夏に見直しが行われます。改定は二段階の仕組みで進められ、まず厚生労働省の中央最低賃金審議会が全国的な引き上げの「目安」を示し、これを踏まえて各都道府県の地方最低賃金審議会が実際の改定額を審議・決定します。

2026 年度の目安審議は 7 月下旬に行われましたが、労働者側が 75 円の引き上げを求める一方、経営者側は原材料費高騰などを理由に慎重な姿勢を示しており、両者の隔たりが埋まらない状況が続いています。現在の全国加重平均は 1,121 円です。

各都道府県の改定額は 8 月中旬に公表される見通しであり、実際の適用は例年どおり 10 月前後になると見込まれています。発効日は都道府県ごとに異なります。

なお、政府はこれまで「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標を掲げてきましたが、2026 年 7 月 21 日に閣議決定された「日本成長戦略」において、達成時期を「2030 年代前半のできる限り早期」へ見直す方針が示されました。

企業においては、確定した改定額をもとに人件費予算や賃金テーブルの見直しを行う時期が近づいています。特に、最低賃金の引き上げが続く中では、新入社員と勤続数年の従業員との時給差が縮小し、等級間の賃金バランスが崩れやすくなる点が実務上の論点として挙げられます。また、パート・アルバイト等の時給が正社員の月給換算額に近づくケースも生じうるため、雇用形態を問わない賃金体系全体の点検が必要になる場面も想定されます。あわせて、最低賃金の引き上げに対応する中小企業向けの助成制度（業務改善助成金等）についても、申請要件や受付時期を確認しておくことが望まれます。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町 1 番 1 号 揚場ビル 3 階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703